

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第13号

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則（令和4年鈴鹿市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の児童 年額<u>60,500円</u></p> <p>(2) 中学校の生徒 年額<u>68,200円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 <u>この規則は、令和4年9月1日から施行する。</u></p> <p><u>(令和4年度における特例)</u></p> <p>第2条 <u>令和4年度における学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>小学校の児童 年額29,400円</u></p> <p>(2) <u>中学校の生徒 年額33,250円</u></p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の児童 年額<u>52,800円</u></p> <p>(2) 中学校の生徒 年額<u>59,400円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1. <u>この規則は、令和4年9月1日から施行する。</u></p> <p><u>(令和4年度における特例)</u></p> <p>2. <u>令和4年度における学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>小学校の児童 年額29,400円</u></p> <p>(2) <u>中学校の生徒 年額33,250円</u></p>

2 令和4年度における納期限及び納期限ごとの学校給食費の納付額は、第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

期別	納期限	納付額
第1期	9月末日	前項各号に定める額を7で除して得た額
第2期	10月末日	
第3期	11月末日	
第4期	12月25日	
第5期	1月末日	
第6期	2月末日	
第7期	3月末日	

3 前2項（附則第2条第1項第2号を除く。）の規定は、令和4年度における幼稚園給食費について準用する。

（令和8年度における特例）

第3条 令和8年度における学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 小学校の児童 年額57,200円

（2） 中学校の生徒 年額59,400円

2 令和8年度における小学校の児童に係る学校給食費は、第9条の規定にかかわらず、全額を免除する。ただし、学校給食費負担者（学校給食を受ける小学校の児童の保護者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合は、この限りでない。

3 令和4年度における納期限及び納期限ごとの学校給食費の納付額は、第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

期別	納期限	納付額
第1期	9月末日	附則第2項各号に定める額を7で除して得た額
第2期	10月末日	
第3期	11月末日	
第4期	12月25日	
第5期	1月末日	
第6期	2月末日	
第7期	3月末日	

4 前2項（附則第2項第2号を除く。）の規定は、令和4年度における幼稚園給食費について準用する。

3 令和8年度における幼稚園給食費の額は、第12条第1項の規定にかかわらず、年額52,800円とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。